

第 8 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成20年 6月12日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市市民経済局文化観光部文化振興室文学嘱託員設置規程（以下「設置規程」という。）別表 2（有給休暇表）を作成する際に根拠としたものの分かるもの（以下「本件公開請求①」という。）及び平成17年度から平成19年度まで並びに平成20年度の 4 月及び 5月の月間勤務日数の分かるもの（以下「本件公開請求②」という。）の公開請求を行った。
- 2 平成20年 6月25日、実施機関は、本件公開請求②に対して、文学嘱託員月間勤務日数（平成17年度～平成20年度）を特定して公開するとともに、本件公開請求①に対しては、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 7月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
(1) 本件公開請求①について、設置規程別表 2は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の基準を下回っているので、必ず根拠とした行政文書が存在するはずである。

- (2) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第24条の 3第 3項の表週所定労働日数の欄を一行間違えて、設置規程別表 2を作成してしまったということであるが、その事務処理が記録に残っていないことが問題である。その結果として、労働基準法違反が 2年放置されていた。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件異議申立てに係る設置規程別表 2は、平成17年 4月 1日の施行に際し、決裁手続を経て制定されているが、これを作成するに当たり参考とした文書は現存しておらず、公開が不可能である。
- 2 設置規程に関する行政文書は、既に異議申立人に公開している行政文書がすべてである。

第 5 審査会の判断

1 争点

設置規程別表 2を作成する際に根拠としたものの分かるもの（以下「本件異議申立ての対象となる行政文書」という。）の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人が請求している行政文書は、設置規程別表 2を作成する際に根拠としたものの分かるものである。

- (2) 当審査会の調査によると、設置規程別表 2に関し、次の事実が認められる。

ア 本件公開請求時点において、異議申立人の主張のとおり、文学嘱託員の年次休暇付与日数は 3日となっており、労働基準法所定の基準を下回っていた。これは、設置規程の制定に当たり、過誤により年次休暇付与日数を定めたものである。

これについては、本件公開請求後、設置規程を改正し、労働基準法第 39条第 3項に基づく労働基準法施行規則第24条の 3第 3項で定められた所定の 5日に改められている。

イ したがって、何らかの根拠となる文書を参照して、労働基準法所定の基準を下回る日数を定めたものではないと認められる。また、設置規程の制定決裁に、労働基準法施行規則等は添付されていない。

(3) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 7月15日	諮問書の受理
7月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月27日	実施機関の弁明意見書を受理
9月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月 6日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成21年 1月13日 (第98回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
2月10日 (第99回審査会)	調査審議
11月10日 (第107回審査会)	調査審議
11月26日	答申